

守口市庁舎管理規則 (平成28年10月27日規則第54号)

最終改正:平成31年2月21日規則第1号

改正内容:平成31年2月21日規則第1号 [平成31年3月1日]

○守口市庁舎管理規則

平成28年10月27日規則第54号

改正

平成31年2月21日規則第1号

守口市庁舎管理規則

守口市庁舎管理規則（昭和41年守口市規則第21号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 禁止行為等（第5条―第8条）

第3章 庁舎の目的外使用

第1節 総則（第9条―第13条）

第2節 会議室の目的外使用（第14条・第15条）

第3節 来庁者用駐車場の目的外使用（第16条―第18条）

第4節 土地及び建物その他の施設の目的外使用（第19条―第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、庁舎における秩序の維持及び災害の防止に関し必要な事項を定め、もって庁舎内における公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 庁舎 守口市京阪本通2丁目5番5号に所在する守口市役所の庁舎及び土地（これらの従物を含む。）をいう。

(2) 事務室等 事務室、会議室、書庫、倉庫等をいう。

(3) 各課等 守口市事務分掌条例施行規則（平成17年守口市規則第34号）第2条第1項の表に掲げる室及び課並びに同条第2項に規定する室、守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（平成19年守口市教育委員会規則第2号）第2条の表に掲げる課及び守口市教育センター条例（平成5年守口市条例第23号）第3条に規定する守口市教育センター、議会事務局、守口市会計室設置規則（昭和43年守口市規則第18号）第1条に規定する会計室、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに固定資産評価審査委員会事務局をいう。

（庁舎管理の所掌）

第3条 庁舎の管理事務は、総務部総務主管課長が統轄する。

2 各課等の長及び第22条に規定する管理責任者は、次に掲げる事項を行う。

(1) 秩序の維持及び美観の保持に関すること。

(2) 火災、盗難その他災害の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事務室等の管理に関すること。

（職員等の協力義務）

第4条 職員及び庁舎使用団体（第19条第2項の規定により、事務室等の使用の許可を受けたものをいう。以下同じ。）は、この規則に基づいて庁舎の使用規制及び管理に関し指示を受けたときは、その指示を誠実に守らなければならない。**第2章 禁止行為等**

（禁止行為）

第5条 庁舎においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 示威又はけん騒にわたる行為

(2) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為

(3) 通行の妨害となる行為

(4) 庁舎を汚損し、又は毀損する行為

(5) 庁舎の美観を損なう行為

(6) 正当な理由なく凶器、爆発物その他の危険物を持ち込む行為

(7) 金銭、物品等の寄附の強要又は押売の行為

- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたす行為
(許可を必要とする行為)

第6条 庁舎において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、宣伝、勧誘、その他これらに類する行為
- (2) ポスター、ビラ、旗、看板、懸垂幕その他これらに類するものを掲示し、配布し、又は設置する行為
- (3) テントその他の施設等を設置し、又は物件を置く行為
- (4) 第15条第2項の規定により許可を受けた会議室以外の場所で市の機関以外の者が主催して集会を開き、又は集団で庁舎に入る行為
- (5) 拡声機を使用する行為
- (6) 撮影その他これに類する行為
- (7) 来庁者用駐車場（以下「駐車場」という。）において、白線で区画する駐車範囲以外の場所に駐車する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が許可を必要と認める行為

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは第1項各号に掲げる行為を許可し、書面により申請者に通知するものとする。この場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 前項の許可の申請をされた行為が、前条各号に掲げる行為に該当するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市又は庁舎使用団体の業務に支障が生じるおそれがあると認めるとき。
- (3) 来庁者又は近隣の迷惑となるおそれがあると認めるとき。
- (4) 反社会的な活動を行う団体の行為であると認めるとき。
- (5) 特定の宗教的又は政治的な見解に加担するおそれがあると認めるとき。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (7) その行為が守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が庁舎管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。

（集団立入りの制限等）

第7条 市長は、庁舎の管理上必要と認めるときは、陳情、参観等のため集団で庁舎に入ろうとする者に対し、庁舎へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

（庁舎への立入りの禁止等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者及びそのおそれのある者に対し、庁舎への立入りを拒否し、第6条第3項の許可を取り消し、又は行為の中止、退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 第5条各号に掲げる行為を行う者
- (2) 第6条第3項後段の規定により付した条件に違反する者
- (3) 前条の規定による措置に従わない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長の指示に従わない者

2 市長は、前項の規定により物件の撤去を命じた場合において、当該物件が撤去されないとき、又はその撤去を命ずべき相手方が判明しないときは、自らこれを撤去し、若しくは搬出し、又は第三者にこれをさせることができる。

第3章 庁舎の目的外使用

第1節 総則

（庁舎の目的外使用）

第9条 市長は、次に掲げる場合に限り、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき市以外の者に庁舎の使用を許可することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において、公用又は公共用その他の公益上の目的のために使用するとき。
- (2) 学術調査、研究、行政施策の普及その他の公益目的のために講演会、研究会等の用に短期間供するとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業その他市長が指定する事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- (5) 庁舎において、厚生施設及び設備を設置するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

（目的外使用の制限）

第10条 市長は、公用若しくは公共用に供するため必要があるとき、又は第5条各号に掲げる行為が行われるおそれがあると認めるときは、庁舎の目的外使用を許可しないものとする。

（目的外使用許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第2項、第17条第1項及び第19条第2項の規定による許可を取り消し、又はその効力を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要があるとき。
 - (2) 災害その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (3) この規則又はこの規則に基づく使用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎管理上支障が生じるおそれがあると認めるとき。
- (原状回復義務)

第12条 使用者は、使用許可期間が満了したとき（使用許可期間の満了後引き続き使用者として許可された場合を除く。）又は前条の規定により許可を取り消されたときは、当該使用許可に係る部分の施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 使用者は、故意又は過失によりその使用する庁舎の施設又は設備を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第2節 会議室の目的外使用

(会議室を使用できる日時)

第14条 会議室（守口市庁舎の使用料に関する条例（平成28年守口市条例第34号）第2条第1項第1号に規定する会議室をいう。以下同じ。）を使用できる日時は、1月4日から12月28日までの午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に使用をやめることができる。

(会議室の使用の許可等)

第15条 会議室を使用しようとする者は、次の各号に定める場合に応じて当該各号に定める日から当該会議室を使用しようとする日までの間に申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用者が市民等（市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。）で営利を目的としない場合で、次の表の左欄に掲げる使用日に会議室を使用する場合 同表右欄に掲げる日

使用日	申請開始日
守口市の休日を定める条例（平成3年守口市条例第1号）第2条第1項に規定する休日（以下この号において「市の休日」という。）	使用を開始する日の6月前の日の属する月の初日 (ただし、当該初日が市の休日である場合は、その翌日。以下この項において同じ。)
市の休日に会議室を使用する場合で、その準備、片づけ等を行うために当該市の休日の前日又は翌日も連続して使用する場合の当該前日又は翌日 (当該前日又は翌日が市の休日である場合を除く。)	
その他の日	使用を開始する日の2月前の日の属する月の初日

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 使用を開始する日の1月前の日の属する月の初日

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは会議室の使用を許可し、書面により申請者に通知するものとする。この場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第3節 来庁者用駐車場の目的外使用

(入出場時間及び使用の休止)

第16条 駐車場に入出場できる時間は、駐車場の利用状況等を考慮して、市長が定める。

- 2 市長は、補修その他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(駐車場等)

第17条 駐車場を使用しようとする者は、駐車券発行機から駐車券を取り出し、駐車場の白線で区画された駐車範囲内に自動車を駐車しなければならない。この場合において、当該駐車券発行機から駐車券を取り出した時点をもって、駐車場の使用に係る申請及び当該申請に対する許可があったものとみなす。

- 2 前項の駐車券は、自動車が出庫する時まで、汚損し、又は紛失することのないように保管しなければならない。
(事故等の免責)

第18条 市長は、駐車場における盗難、自動車相互の接触事故等により生じた損害又は天災事変による自動車の被害については、その責めを負わない。

第4節 土地及び建物その他の施設の目的外使用

(使用の許可等)

第19条 庁舎（会議室及び駐車場を除き、電柱、地下埋設物その他これらに類するものを含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、使用しようとする日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用の許可を求めようとする部分の表示
- (2) 使用の許可を求めようとする期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、書面により申請者に通知するものとする。この場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第20条 前条第2項の規定により庁舎の土地又は建物その他の施設の使用を許可する期間は、1年を超えることができない。ただし、使用期間を1年以内とすることが実情に合わないとき市長が認めるときは、この限りでない。

(光熱水費等の負担)

第21条 第19条第2項の規定により庁舎の土地又は建物その他の施設の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた土地又は建物その他の施設の使用に伴う光熱水費等の実費を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(管理責任者)

第22条 庁舎使用団体は、当該使用許可を受けた部分について、管理責任者を届け出なければならない。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月31日から施行する。
(守口市情報コーナー設置規則の一部改正)
- 2 守口市情報コーナー設置規則（平成25年守口市規則第45号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(みどりの環境をつくる条例施行規則の一部改正)
- 3 みどりの環境をつくる条例施行規則（昭和54年守口市規則第8号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則（平成31年2月21日規則第1号）

この規則は、平成31年3月1日から施行する。
